

介護現場におけるハラスメントに対する基本方針

介護現場におけるご利用者やそのご家族等による職員へのハラスメントにより、職員の皆さんが傷つくことはあってはなりません。そのために我々はハラスメントの予防の為の取り組み、発生した場合の対応や対策をしっかりと講じ、職員の皆さんが安心・安全に働くことができるように環境を整えます。その結果、ご利用者に適切なケア・介護サービスを提供し、やりがいのある職場を構築していきます。

その為の取り組みとして、以下を実践して参ります。

ハラスメントを予防するための取り組み

- ハラスメントを予防するために必要な情報等を職員の皆さんに提供します

ハラスメントが発生した場合の対応と対策

- ハラスメントが発生した場合に、すぐに上司に報告・相談できる体制と環境を整えます
- 他の職員がハラスメントを受けた場合に、職員全員でカバーし合える環境を作ります

ハラスメント防止に向けて職員の皆さんにお願いしたい事

- ハラスメントを受けたと少しでも感じたら、1人で我慢や対処をしようとせずに、すぐに上司に報告・相談して下さい。他の職員がハラスメントを受けている場面を目撃した場合も、同様に上司に報告・相談して下さい
- ハラスメントとその予防のための取り組みを日々、実践して下さい
- ハラスメントの予防・対策に関連する事象（例：認知症に関する知識等）の研修を、積極的に受講して下さい

令和5年3月1日

社会福祉法人 広尾町社会福祉協議会
会 長 軍 司 勝 裕